

豊岡市農業渇水緊急対策事業補助金

補助金の概要

1 対象者

渇水対策を行う農業者（※）、農会、土地改良区で、次の要件を満たす者

（※）農業者とは、経営耕地面積10アール以上又は農産物販売金額150,000円以上の者。

(1) 市内に住所を有すること

(2) 市内で水稻・野菜・果樹等を生産していること ※家庭菜園は除く

2 対象経費

渇水対策に要する経費で、次に掲げるもの（ただし人件費や消耗資材費を除く）

(1) 小型ポンプ等※の購入または借上げに要する経費

（ホース等、必要不可欠な付属部品を含む）

(2) 給水に用いる車両（給水車・散水車・ミキサー車）の借上げに要する経費

(3) 取水措置等に必要な機器等の燃料費

※小型ポンプ等とは
水中ポンプ、エンジンポンプ、
給水タンク

発電機や延長コードなど汎用性の高い
物品のみの購入は対象外です

3 補助対象期間 令和7年6月27日から令和7年8月31日まで

（6月27日以降に行った渇水対策が対象になります）

4 補助率等

(1) 補助率 対象経費の1/2以内の額（百円未満切り捨て）

(2) 補助金の上限額

ア 個人・法人 10万円

イ 認定農業者等・集落営農組合・農会・土地改良区 20万円

5 申請期限 令和7年8月20日から10月31日まで

領収書・写真・位置図・通帳の写しの
添付が必要です！

補助金申請～交付の流れ

